

第 3 回第三者委員会 議事録 R6.7.5

吉野委員長	
1	午後 2 時 30 分定刻になりましたので、只今から「第 3 回桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会」を開催いたします。
2	皆様本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。
3	はじめに、委員長の私から傍聴の皆様にご連絡事項がございます。
4	一点目であります。前回の会議でもご報告をしておりましたけれども、令和 6 年桐生市議会第 2 回定例会において「桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例案」を提出いただいておりますが、可決成立ということで正式に条例設置となりましたことをご報告いたします。詳細につきましてはこの後、事務局より説明があるかと思えます。
5	このことにより今後は、本委員会において個人情報を正当に取り扱うことができるようになりました。本日の第 3 回の会議においても議事の進行具合によりますが、会議の後半部分は非公開になる可能性がございますのでご協力をお願いいたします。
6	二点目といたしまして傍聴者の皆様への資料配布のご要望がございました。
7	今回より個人情報が記載されている資料及び個人情報が特定される可能性がある資料等を除き、傍聴の皆様に配布できる資料につきましては、ご希望される方に配布をするように事務局へ指示をいたしました。お手元に資料が配布されていると思いますので中身をご確認ください。

吉野委員長	
8	三点目といたしまして第 2 回の会議においても事務局よりパソコンの使用について案内をしましたが質疑があったと聞いております。本委員会ではパソコン等を含む電子機器の使用に関しては控えていただくことを改めてお伝えをいたします。
9	事務局には、速やかに本日の議事内容を公開することと議事録に関しては私達の発言、皆様のご回答を含めて逐語で作成するように伝えております。省略をしたり要約をしたりということではありません。そういう形で正確性を期してまいりたいと思っておりますのでご了解をいただけますようお願いいたします。
10	四点目といたしまして私達委員に対しての質疑応答の時間が少し短いのではないかと話もありましたので、この点について若干変更することの説明がこの後、事務局よりございます。
11	五点目といたしまして群馬県の監査結果を確認させていただきました。今日配布した資料の中にも群馬県の特別監査の資料がございます。私達第三者委員会としても群馬県と協力し事実究明をしてまいりたいと考えております。
12	早速、群馬県側には私達第三者委員会との質疑の機会を設けていただけないかということの申し入れをしております、全部お答えいただけるかはわかりませんが、現在日程の調整をしていることをご報告いたします。
13	よろしいでしょうか。 なお、次の事務局からの連絡事項の間、報道関係者の方の写真撮影を許可いたします。では、事務局より連絡事項をお願いします。
事務局 14	事務局の攪上でございます。 まず、ご報告申し上げます。令和 6 年 6 月 21 日付で群馬県より「令和 5 年度生活保護施行事務監査（特別監査）の実施結果について」の公表がございました。

事務局	
15	このことに関してお時間をいただきたいと思いますのですがよろしいでしょうか。
吉野委員長	
16	かまいません。
事務局	
17	では、保健福祉部長お願いいたします。
保健福祉部長	
18	保健福祉部長の宮地でございます。お時間をいただきましてありがとうございます。群馬県特別監査の実施結果につきましては、6月19日群馬県から本市に通知をいただきまして21日には公表をされたところでございます。荒木桐生市長といたしましても本市生活保護行政を生まれ変わらせなければならないというコメントを出ささせていただいております。
19	実施結果につきましては、本日の資料番号14-1-1として添付いたしましたのでご確認願います。担当部長といたしましても今般の監査結果を重く受け止め、本市生活保護行政を適切かつ誠実に実施していくためにご指摘いただいた事項につきまして速やかに是正改善の措置を講じてまいりたいと考えております。
20	私達に求められていることは、何よりも生活困窮にある方々の立場に立って寄り添う中で法令を遵守し真摯に福祉行政を執行していくことであると強く感じております。そのように努めていくことで市民の皆様のご信頼を取り戻していければと思っております。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
吉野委員長	
21	ありがとうございました。続いてお願いいたします。
事務局	
22	続きまして傍聴の皆様、委員の皆様にご報告いたします。
23	先ほど委員長からお話がありましたが、先に行われました「令和6年第2回定例会」において「議案第49号桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例案」が原案のとおり可決いたしました。

事務局	
24	今後、委員会の中で個人情報を扱うことが想定されることから、新たに条例を制定し、委員会を地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関といたしましたことをご報告いたします。
25	なお、議案の内容に関しましては桐生市議会のホームページ上でご確認をいただけます。
26	次に第 3 回本委員会につきましては、桐生市のホームページ上でも一部非公開となることをお知らせいたしましたとおり、第 1 部につきましては公開、第 2 部につきましては個人情報を取り扱うことより非公開となります。
27	第 1 部が終了した時点で案内に従い傍聴の皆様はご退出をお願いいたします。会議の予定時間もございますので議事の進行状況によっては、第 2 部は委員の皆様のご意見を伺い進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
28	第 1 部終了時に委員の皆様にご質問等がある報道関係者の方につきましては質疑応答の時間を設けます。時間につきましては 15 分程度を予定しております。
29	では、委員の皆様にお配りした配布資料についてご案内いたします。 まず、はじめに ・次第 ・出席者名簿・座席表がございます。
30	次に前回、第 1 回及び第 2 回第三者委員会で要請のございました資料について資料番号・資料一覧表に沿ってご案内いたします。
31	こちらにつきましては傍聴の皆様にも配布している資料になります。お手元がない場合は、後方に控えております事務局係員にお知らせください。

事務局	
32	では、 ・資料番号 9-1-2 辞退届提出から廃止に至るまで (フローチャート) 厚労省研修資料 ・資料番号 9-1-3 辞退届に関する資料 (処理基準、継続件数、内訳について) ・資料番号 9-3-5 相談のみで申請に至らなかった件数 (事由・世帯類型別) (H30～R5)
33	・資料番号 9-7-1 生活保護の適正実施について (通知) ・資料番号 9-7-2 各報道における厚労省の見解について ・資料番号 10-1-2 生活保護業務 管理職及び査察指導員 配置状況 (H18～) ・資料番号 11-1-2 手提げ金庫の預り金状況 (R3～R5) ・資料番号 11-1-3 分割支給の流れ ・資料番号 14-1-1 令和5年度生活保護法施行事務監査 (特別監査) の実施結果について (通知) 関連資料 ・資料番号 14-2-2 監査指摘・指示事項等 (R5) 追加分
34	資料の一部は事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。
35	お手元の資料に不備等がございましたらお知らせいただきたいと思います。皆様のお手元にありますでしょうか。
委員一同	
36	(一同) はい、あります。

事務局	
37	それでは、本日の委員会に出席された委員の皆様につきましては、お手元に出席者名簿を配付してございますので、ご確認いただきたいと思います。
38	続きまして本日、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例第 6 条第 2 項によりまして、委員総数の半数以上の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で 4 名中 4 名の方がご出席でございます。本委員会は成立してございます。
39	また、公開方法としまして傍聴要領が定められております。傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっております。発言は認めておりません。また、チラシ等の配布も認めておりませんので、ご了承をお願いいたします。
40	改めまして只今より会議終了まで報道関係者の方も撮影・録音はできません。電子機器・パソコン等のご使用もできませんのでご協力をお願いいたします。
41	詳細につきましては、お渡しいたしました傍聴に関する案内をご覧ください。議事の進行にご協力をお願いいたします。
42	また、本日の議事録・議事概要は閉会後に準備が整い次第、桐生市のホームページでご確認いただけます。配布資料につきましては、ホームページ上で現在ご確認をいただけます。
43	なお、内部調査チームの報告は第 1 部の中でお時間をいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。事務局からの連絡は以上でございます。
吉野委員長	
44	はい、ありがとうございます。では、議事に移りたいと思います。

吉野委員長	
45	今日の議事の進め方でございますが、先ほどお話がございましたが、最初の部分については公開という形で進めてまいります。公開の質疑の中身の時間の配分によっては、非公開の部分の時間が今からどれくらいということは申し上げにくいのですが、非公開の時間が後半にある可能性を最初に申し上げておきます。
46	今日の議事を進める前にご報告をさせていただきたいことがございます。
47	今回条例が設置された後ですが個人情報を取り扱えるということで問題になっている3事案に関するケース記録を読ませていただきました。
48	そうしたところ事案1の方について、私は直接事案1の方には面識がないのですが、事案1の方の実のお母様の代理をしたことがございまして、事案の中身をどこまで話していいのかということがありますが、実のお母様の立場に立って桐生市の生活保護担当に苦情を言ったことがあります。
49	よって全く利害関係がないと言われると事案1については、私の利害があるのではないかという疑義があったので今日一応ここでご報告をさせていただいて取り扱いをどうするかということについてもご意見をいただきたいと思いますと思っております。
50	桐生市の方で何かお答えいただけることはございますか。では、お願いします。
総務部長	
51	総務部長の青木です。その件の話は聞いております。この場で委員として相応しくないとかを含めて申し上げることではないのですが、案件について配慮する必要はあるのではないかという認識を持っています。
52	委員会運営が公平中立にどういう形でできるかということを私共と委員の皆様と協議のうえ確認させていただきますので次回の委員会までにある程度整理をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

吉野委員長	
53	わかりました。私としてはそういう事情がわかりましたのですぐに皆様にご報告したいということを市の当局にお話をいたしまして今日始めるにあたってお話をさせていただきました。
54	では、そちらの方はご検討いただくということでお願いいたします。
55	次、本題に入ります。進め方ですが 3 事案に関する部分について前回の続きがございまして、また資料の提出のお願いをした部分もございしますからこちらについて取り上げたいと思います。
56	その上で全般に関わる場所について取り扱ってまいりたいと思っております。
57	3 事案に関していいますと事案 1、事案 2 はそれぞれ分割支給が問題になっている事案でした。それから事案 3 というのは当初の保護開始決定があった後の対応が遅れているということと、それから印鑑の利用について本人の印鑑ではないものが本人の承諾なく使われているという問題があります。
58	それに関連するところを先に取り上げたいと思っております。皆様のお手元にある資料ですと色々な資料が関連するのですが、特に群馬県の特別監査の結果の中には、この分割支給の問題に掲げられているものがそれなりにあります。
59	また前回、この委員会の中で資料の提供をお願いした関係でいきますと資料番号 11-1-2 手提げ金庫の状況でありますとか資料番号 11-1-3 分割支給に関する流れの問題というものが挙げられると思います。
60	まず、この分割支給のことについて少し私の方から質疑をさせていただこうと思いますが、先ほど申し上げましたように分割支給に関するケース、事案 1 と事案 2 について確認をいたしました。市からの報告にもありましたが記録で定かでないというような趣旨がありました。

吉野委員長 61	確認したところ事案 1 に関しては、分割支給の実態が資料上では確認ができるということでしたが、事案 2 に関しては、記録上の確認がよくわからないという状況になっています。
62	分割支給に関連してですが、少し確認をしてまいりたいと思いますが、前回までの質疑ですと担当しているケースワーカーが個人で金銭の管理をされていたという質疑であったと思いますが、先ずその点について私達の認識に間違いがないかということを確認したいのですが大丈夫でしょうか。
福祉課長 63	はい、福祉課長の小山です。相談をしながらではありますが基本的にはケースワーカーが管理をしていたという形にはなります。
吉野委員長 64	基本的なところとして相談をしながら、という話が今出ましたが、その開始決定に至るケース診断会議がありますのでその場で情報が共有されているのではないかというのが素朴な疑問なのですが、その辺りはいかがでしょうか。
福祉課長 65	流れ的には、金銭管理をした方がいいであろうというところでの流れがそのケース診断会議で決まって、その後本人と話をさせていただいた上で分割支給が始まるという流れになっております。ケース診断会議でもそういう状況を把握しているということになります。
吉野委員長 66	今の話でいきますとケース診断会議の場では分割支給をしましょうということまでは決まらないということでしょうか？それとも分割支給をしましょうということまで決まるという話なののでしょうか。
福祉課長 67	最終的には、分割支給をした方が良いケースだということを伝えるような流れということになっております。
吉野委員長 68	会議の前提として私達もこのケース記録の事案 1、事案 2 を見ましたが、保護開始決定に至る最初のケース診断会議の記録を見てもあまりそのようなところが定かでないのですが、このあたりの議事経過の記録は残っていないということで良いのでしょうか。

福祉課長	
69	具体的な形で記録には残ってなかったということになります。
吉野委員長	
70	今の話でいくと少し前回までの説明とは異なると思う部分が、分割支給に関して前回までの話でいくとケースワーカーが主体になって管理していたような話であったという認識でしたが、そうすると最初のケース診断会議の中で福祉事務所全体が情報共有していたということでしょうか。
保護係長	
71	保護係長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。情報共有というのは全体にされているわけではなく、先ずはケース診断会議でこの方は金銭管理が必要であると決まりましてその後、特に必要な方、事例 1 の方は金銭管理が必要であったのでその場で分割支給が決まったということです。
72	事例 2 の方に関しては、ケース診断会議の場で直接必要と決まったのですが、ケース記録をご覧いただいたとおり詳しく記録をしていませんでした。経理側は詳しく了承していたわけではなくそういう状況になります。
73	今回の資料にあります、分割支給の流れということで今は当然おこなっていないのですが、以前はこういった形でおこなっていました。
吉野委員長	
74	今お話しいただいたのは資料番号 11-1-3 の分割支給の流れのことでよろしいですね。
75	今お話しいただいたのはケース診断会議で事案が共有されたのは事例 1 であったということとありますが、事例 2 についてはそこまでの金銭管理が必要であるということまでは情報共有されたかもしれないが、分割支給に至るということまでは共有されたものではないという話になりますね。
保護係長	
76	はい
吉野委員長	
77	ただ、事案 2 の場合も現業員だけでなく上司である査察指導員についても状況を把握していたということですね。

保護係長 78 吉野委員長 79	そうです。 前回までの回答の中身でいくとケースワーカーの個人の金銭管理の状況を主に聞いていたので情報把握ということまでは直接質問していませんでしたが、事案 1、事案 2 に限らず桐生市から報告いただいている資料を見ますとその他に 12 例分割支給のケースがあったということになります、残りの 12 例についてはケース診断会議の中で情報共有がされていたのかお答えいただけますか。
保護係長 80 吉野委員長 81	ケース診断会議の中で始めから決まったケースもありますし、その後、途中の生活状況の中で決まった方もいらっしゃる状況です。 そうすると個人情報が入っているので会場では配布はしていませんが、私達には、分割支給がいつから始まったかという個人の名前が入った資料が提出されています。前回の委員会の中で保護開始決定になった当初から分割支給が始まった方がどれくらいいるのか質問した結果、資料が提出されています。これを見ますと 14 例ある内、9 例が当初から分割支給となっていますが、当初から分割支給がされていた事案については、事案 1、事案 2 に限らずケース診断会議で分割支給になるということが情報共有されていたという認識になりますか。
保護係長 82 吉野委員長 83	そういう認識です。 わかりました。そうなるとケース診断会議は、一部の方が集まるのではなく福祉事務所の皆さんが参加されるということで良いですか。
保護係長 84 吉野委員長 85	はい、そうです。 そうなりますと桐生市の福祉事務所内では分割支給があるということがわかっているという理解になりますが、初めて分割支給が資料上になりますが 5 年分遡った中で話しますと令和 3 年度から始まったというような件数の数え方になっていますが、その頃のケース診断会議で福祉事務所内において情報共有されたという理解になりますか。5 年遡った内で平成 30 年度末が 0 件、令和元年度も 0 件、令和 2 年度も 0 件、令和 3 年度で初めて分割支給ということですね。

保護係長 86 吉野委員長 87	そうなります。 この令和 3 年度ですが、分割支給という手法がケース診断会議で共有されるということに関して模範になるケースがあったとか、そういうことを始めようとする端緒があったのか今お答えいただけますか？
保護係長 88 吉野委員長 89	はっきり記憶はしていません。そういった大変な方に対してはそのような対応をしたと聞いてはおりましたが、いつ始まったかということ は把握をしていません。 今回の群馬県の特別監査の結果を見ますと分割支給の実態はあったが、福祉事務所で分割支給の内部的な判断基準がないという指摘がありますがこのあたりの事実関係はわかりますか。
保護係長 90 吉野委員長 91	はっきりした分割支給の判断基準はなく、ケース診断会議等で、支援が必要な方には分割支給をすると決まっていたのではないかと考えています。 判断基準がどうなのかということに関しては色々あると思いますので、ここまでにします。今の話ですと分割支給がされるということは情報が共有されていたということになりますが、金銭管理の話に戻りますが、前回あるいは第 1 回でケースワーカーが主体になって現金管理をしていて普通出納で現金を出し入れする経理担当は把握していないという話でしたがそのあたりは矛盾の無い説明になりますか。
保護係長 92 吉野委員長 93	ご指摘のとおりです。 矛盾はないということでしょうか。
保護係長 94	経理担当者が全て把握している訳ではなくこちらに記載したとおりの方法で対応しておりました。

吉野委員長 95	ケースワーカーが個別に金銭管理をしているということですが、金銭管理の状況について全くケースワーカー単独でおこなっていたのか？分割支給を査察指導員は把握をしているということであったので査察指導員とは情報共有がされていてチェック機能があったのかそのところはどうか。
保護係長 96	そこまでのはっきりしたチェック体制はありませんでした。
吉野委員長 97	前回、提供していただいた資料にあります、元々厚労省の通達には趣旨は違いますが、福祉事務所で取扱う現金がある場合にその現金の取扱いについてきちんと規則をもって対応しなさいという資料がありましたが、この辺の整備がされていなかったということが反省点であったと思いますが、このことに関して今、何か整備しているとか整備しようとしているとかどうでしょうか。
福祉課長 98	基本的に現在お金を預かるということはありません。今あるお金は公金という形で会計担当を主として係長がチェックをしている状況です。公金部分は当然、会計担当がおこなっていたわけですが、その預かっていたお金はケースワーカーが管理していたという状況です。
吉野委員長 99	分割支給自体を取りやめているというのも一つの説明と思いますが、厚労省の通達の中身を見ますと諸々の関係で現金を取り扱う可能性があってその取り扱う現金がどこかにいつて分からなくなならないようにきちんと内部的な統制をしなさいという話だと思いますのでその辺はきちんと検討をした方が良いと思っていますので私達が何か意見を述べるまでもなく検討していただけると良いと思っています。事案 1 のケースですが、記録を見ますと 1,000 円とか 3,000 円とか分割をされていましたが、保護費はおそらく 7 万円とか 8 万円とか 10 万円とか 1 万円札が会計係からくるとと思いますが、毎日 1,000 円札にどのように両替をしていましたか。
保護係長 100	手提げ金庫の中の預かっているお金の中で両替をして対応していました。

福祉課長 101	緊急支出という形で、資金前渡でお金をある程度手提げ金庫で事前に用意をしている状況ですのでそこで細かく両替できるお金が用意されていたということです。
吉野委員長 102	今皆さんクエスチョンマークが出ている状態であると思いますが、一応今の説明ということになりますか？特に補足することはありますか。
新木委員 103	そうすると手提げ金庫の中には、例えば県外から来てどこかに行かれる方の電車代等の小口もあると思いますが、そのお金も入っていたということでしょうか。
104	それからもう一つここに記載があるように分割支給日に領収印を押印してもらうことになっていますが、この領収印とはこういった様式でこういった管理をしていたか伺いたいのですが。
吉野委員長 105	2つ質問です。
福祉課長 106	緊急支出という形ですが、市役所内で両替場所がないので事前に保護決定になった際の1回目の支出が出来るような形で現金をある程度金庫内で事前に資金前渡という形で持っていたもので一時的な人の給付に関するものはそこには含まれていないという形になります。
107	現金支給の1回目の分を緊急支出として事前に用意をしていてその中に1,000円札がある程度予備としてストックされていたのでそこでご本人の支給した分との両替をしていたということになります。
新木委員 108	言葉尻をとらえるようですが、余分なお金が入っていたということですか。
福祉課長 109	資金前渡でいくら今月支出があるかというのは見えないのである程度想定をしたお金ということで金庫の中に現金を用意をしているということです。余分という意味合いではございません。訂正をさせていただきます。

小竹委員 110	以前の説明では預り金ということでしたので預り金ということは生活保護の通常 5 日に給付されると思うのですが、前日に現金を出して手提げ金庫に入れていると理解をしています、それと金額が違うものが手提げ金庫に入っているということでしょうか。
福祉課長 111	預り金とは全く別で資金前渡という形で保護決定してすぐにお金が出せるようにある程度現金を用意している流れになっています。
小竹委員 112	そうすると手提げ金庫にその現金が入っているということですか？それとも別の管理の仕方での 1 回目のもしかしたら支払うお金の準備をしているということですか。
福祉課長 113	具体的には手提げ金庫は複数ありまして預かっていたお金と資金前渡で支出しなければならないお金は分けて管理はしていました。
吉野委員長 114	そうすると私達委員会の中では手提げ金庫は 1 つしかないと思っていましたが、そうではなく手提げ金庫は複数あるということでしょうか。
福祉課長 115	そうです。具体的には今までは 3 個ありました。
吉野委員長 116	その 3 種類ある内 1 種類はケースワーカーが管理している分割支給のための金庫ということですか。
福祉課長 117	はい、そうです。
吉野委員長 118	残り 2 つですが、その 2 つにはどのようなお金が入っていたのでしょうか。
福祉課長 119	残りについては当月の現金払いの人、それと今申し上げました緊急支出ということでその月に開始となる人をある程度想定した金額が入ったものになります。
吉野委員長 120	今の話ですが、残りの 2 つの金庫ですが、どちらの金庫に何が入っていてもう一つの金庫に何が入っていたか教えていただけますか。

保護係長 121	先ほどの資金前渡で例えば 100 万円とかを用意していて、そのうちの窓口支給の方の分のお金と緊急に新たに生活保護になられた方のどうしてもその部分に関しては口座振込みができない関係がありまして月の途中で開始した方の日割り分は現金支給せざるを得ないものなので、今から誰が来てどれくらい支出があるか見込めないで 100 万円くらいを用意していたということになります。
吉野委員長 122	全部で 3 種類ある中の 1 種類は問題になっている分割支給で使われていたもの、残りの 2 種類のうち 1 つ目は生活保護の決定が出ている方で銀行振込みができず手渡しの方用のもの、もう 1 種類は生活保護申請が月初めにされるとは限らないので、そうすると生活保護決定が出て遡って支払うことになりますが、その端数が緊急払いになるのでそれに対応するための見込額を用意した金庫ということになりますか。
保護係長 123	はい、そうです。
小竹委員 124	2 つ質問があります。皆様にも渡されている資料ですが、資料番号 11-1-2 は 3 つの合計の手提げ金庫の金額でしょうか？ 1 つの手提げ金庫の金額でしょうか。
福祉課長 125	これは預かり金の金庫の金額です。
小竹委員 126	資料番号 14-1-1 の県の監査資料の 4 ページ目に記載のある「分割支給における未支給の生活保護費については所内の金庫にて管理していた・・・」というところですが、経理担当者が金庫に現金が残っているときは経理担当者が現業員に確認していたというのはどの金庫のことでしょうか？
福祉課長 127	ここで指しているのは預り金の金庫になります。
小竹委員 128	経理の方はお金があるとかないとかだけで金額までは確認をしていないということでしょうか。
福祉課長 129	はい、そういうことです。

吉野委員長 130	前回までは、手提げ金庫が 1 つというイメージだったので考えませんでしたが、手提げ金庫が 3 つあって日常は桐生市の福祉事務所内のどこにあるのでしょうか。
保護係長 131	朝、業務開始時に出納室から手提げ金庫 3 つを持ってきて課長席の後方で管理しています。業務終了時にまた手提げ金庫 3 つを出納室の金庫で保管するという形です。
吉野委員長 132	前回までの説明でも出納室から持ってきて出納室に返すという話であったと思います。そうすると業務中は課長席の後方のロッカーに入っているのでしょうか。
保護係長 133	窓際のカウンターに置いてあります。
吉野委員長 134	一番通路側から遠いところで保管しているということですね。
保護係長 135	はい、そうです。
吉野委員長 136	預り金でないお金の件は私達の本題ではないのでいたしません、生活保護利用者の方に本来全額渡すべきお金がその 1 つの金庫に入っている状況で手提げ金庫の中には生活保護利用者の方の名前などが書かれた封筒が入っている感じでしょうか。
保護係長 137	はい、そうです。
吉野委員長 138	そうするとその利用者ごとに封筒で分別保管されているということでしょうか。
保護係長 139	はい、そうです。地区ごとに分けて保管をしていました。
吉野委員長 140	手提げ金庫の中はケースワーカーが担当している地区ごとの大きな封筒があってその中に利用者ごとの個別の名前が書かれた封筒が入っているということでしょうか。
保護係長 141	はい、そうです。

吉野委員長 142	最初の質問に戻りますが、事案がたくさんありますが、14 ケースあると言われている殆どについては週に 1 度程度の分割ということでしたね。
福祉課長 143	はい、そうです。
吉野委員長 144	週に 1 度程度渡す金額は記録でははっきりしないが、中途半端な金額ではなく 1 万円とかそういう金額でしたよね。
145	そうとも限りませんか。
福祉課長 146	基本的に 1 日 1,000 円で計算していましたので多くの方は、7,000 円位かと思うのですが、話をした上で 1 万円の方もいたと思います。
吉野委員長 147	あまりどうなのかなと言うのが率直な感想なのですが、預かっているお金を右と左のポケットを自由に入れ替えて小銭を作っていたと聞こえるのでそれで良いのですか？その両替をするというのか言いようがないのですが、その方の分別管理している封筒の中のお金だけでなくその中のお金を取り出して左の別の金庫から 1,000 円札を 10 枚取り出して交換するということですか？1,000 円とか 7,000 円を渡す場合ですが。
保護係長 148	支給日の前日に窓口支給の方に関しては封筒にお金を袋詰めしてその時にはその方に関しては更に細かい両替をして入れていたということです。
吉野委員長 149	わかりました。この関係で委員の皆様何かありますか。
小竹委員 150	先ずは、1,000 円を来所した方に渡した後、ケースワーカー以外の方が残金のチェックをしていたのか教えてください。
保護係長 151	この件もケースワーカーに任せっきりでチェックはしていませんでした。

小竹委員 152	先ほど地区ごとの封筒の中に個人の封筒があるという話でしたがその封筒の中には5日の段階で満額が入っていたということで良いですか。
保護係長 153	はい、そうです。
川原委員 154	分割支給の方も5日に満額支給した後、私的なお金として預かっていたという状況を前回の委員会で伺いました。その一方で公金の緊急対応するお金が他の金庫にあって、そこはお互いに保管していたとすると私的なお金と公金が混在していたという部分があると思います。その記録をきちんとしていないということだとより深刻な問題になるのではないのでしょうか。
保護係長 155	先ほどの手提げ金庫が3つありまして、預り金は別の金庫、通常の窓口支給及び緊急時対応の保護開始の金庫は別になりますので預り金とは別になります。
川原委員 156	そうしますと支給額が7万円であった方に対しては元々1,000円札で7万円が封筒に入っていて分割をしていたのでしょうか？中々イメージが難しいのですが。
保護係長 157	はい、くずして入れていたということです。
吉野委員長 158	この関係はよろしいでしょうか。
小竹委員 159	今5日の支給の段階では全額であるということなので、1,000円ずつ渡すと必ず残額が生じますがその残額はどのように処理していますか？翌月は支給額にその残額がプラス α ということで封筒に入り処理されるのでしょうか。
保護係長 160	その方の封筒はそのまま預かっていた形になります。
小竹委員 161	残額の中に翌月のお金が5日に追加で封筒の中身が増えていくということですか。

保護係長	
162	そのようなやり方の職員もいましたし、個別に封筒を作成し束にしていた職員もありました。
吉野委員長	
163	今日のあたりは分割支給に関してはよろしいでしょうか。
164	私が先ほど伝えた通達の資料ですが資料番号 12-1-2 で前回配布された資料ですがこれの趣旨は現業員の生活保護費及び生活保護法第 63 条返還金の領得を防止するというものですが、同じような現金があるものについてきちんと取扱いをなささいということです。資料番号 12-1-2 の 1 ページから 2 ページにかけて整理をなささいと書かれているのでそこは少し考えた方が良いでしょう。
165	事例 1、事例 2 については主に分割支給が問題になっています。事例 3 については開始決定の遅れと印鑑の問題ですが前回開始決定の遅延が生じないようにチェックシートを検討しているという話でありましたが、何か確定したものはありますか？今回の資料では提出はありませんでしたが。
保護係長	
166	前回 2 回目に提出した資料番号 12-2-3 の申請後のチェックリストというものがありましてこれは一例ですが、申請日のところを 4 月 18 日にしますと、2 週間後は 5 月 2 日になりそれに対して 29 条調査をきちんとしたかケースワーカーがチェックします。それで申請者の方にもきちんとわかるように遅れないようにこの様式を使用しています。
吉野委員長	
167	現状はそちらで運用を改善したということで良いでしょうか。
保護係長	
168	はい、そうです。他に資料番号 12-2-2 開始時チェックシートでしっかり受給者の方との齟齬がないように使用しています。
吉野委員長	
169	事案の 3 ですが、こちらは生活保護の申請があつて決定が出るまで 2 週間では調査が足りなかったようで 30 日目に近い日に決定がでたことになっていますが、どうもこちらとの関係ですと保護決定が出たときに決定通知が速やかにされていないように書かれているようですが、開始決定通知は事例 3 に限らず決定が出た段階で利用者の方に送付はしないのですか。

保護係長 170	方法としては決定まで 14 日。ケース診断会議でその後決裁がおりまして決定したら、すぐに決定したことを電話でお伝えします。市役所にお越しいただく日程を約束しましてその時に通知を渡すこととしていました。
吉野委員長 171	そのような手法をとっていたということはわかりました。その方法が全国標準で正しい方法かどうかを伺いたいのですが。
保護係長 172	保護手帳上は「通知する」となっています。以前は通知書を送付していたと思いますが、桐生市は通知書で送付したりもしましたが、日数がかかるのですぐに決定の電話をして日程を約束して来所していただきその時に通知書を渡していました。
吉野委員長 173	その運用でいくと第 1 回目、最初の保護開始決定通知は郵送でなく必ず手渡しになっていたというのが桐生市の福祉事務所の運用でしょうか。
保護係長 174	来所出来ない方は送付していましたが、来所可能な方は手渡しです。
吉野委員長 175	来所してもらい手渡しする理由はありますか。
保護係長 176	先ほど申し上げましたが、受給者の方の中には早めにその日に保護費が必要な方もいるのでまずは電話をして、来所の時に通知を渡すこととしていました。
吉野委員長 177	それは第 1 回目の最初の保護費を渡す場面がありますが、第 1 回目の保護費は必ず手渡しであったからという意味でしょうか。
保護係長 178	通知書とその時に日割りの保護費を渡していました。
吉野委員長 179	スムーズにいく方も中にはいるのかとは思いますが、中には緊急払いが必要なこともあると思いますが、そのような現金払いの部分と決定通知を渡していたということでしょうか。
保護係長 180	そうです。

吉野委員長 181	先ほどの質問に戻りますが、保護開始決定が出たときに速やかに決定が出たことを通知することが法律上求められていると思いますが、そのタイムラグをなくしたいという意味は分かりましたが、送付をしないことに対して誰も疑問に思わなかったのでしょうか。
保護係長 182	私個人の考えですが、確実にその方に送付したが届かなかったということがないように、そのような手続きになったのではないかと思います。
吉野委員長 183	初回はわかりましたが、それ以降毎月のところで支給額の変更があった場合等の通知は送付していましたか。
保護係長 184	はい、通知していました。
吉野委員長 185	決定の関係手続きはこのあたりでよろしいでしょうか？この後印鑑についてお聞きします。この後、内部調査チームの方に説明をお願いしますが、その前に確認ですが 1,948 本の印鑑は、認印用の保管箱があったのでしょうか。
福祉課長 186	印箱がありまして、その箱を倉庫のロッカーに入れていました。
吉野委員長 187	それは福祉事務所の倉庫でしょうか。
福祉課長 188	はい、そうです。
吉野委員長 189	ハンコ入れのニュースだと思いますが、1,948 本というとハンコを入れる箱が何箱かあったのでしょうか。
福祉課長 190	11 箱ございました。
吉野委員長 191	11 箱というと 1 箱の大きさはそんなに大きくないと思いますが、A4 サイズくらいの大きさでしょうか。
福祉課長 192	そうですね。大きいものでそれくらいの大きさです。

吉野委員長 193	普通の小さい印鑑箱だと A4 の半分、A5 くらいかと思いますが、大小合わせて 11 個あったということですね。
福祉課長 194	ほとんど大きい箱でしたが、合計で 11 箱ということです。
吉野委員長 195	この後、内部調査チームのお話を聞きますが、前回、前々回印鑑を全部どうやって手に入れたのか質問しましたが、お金で購入はしていないとの話でしたが、その本数が集まっていった経過の説明をこの場でできますか。
福祉課長 196	経過について私共は把握できていません。
吉野委員長 197	例えば職員が使っている認印を集めたということですか。
福祉課長 198	集まった経過について福祉課では現時点では把握できていません。
総務部長 199	総務部長の青木です。今、内部調査チームより概略の説明をさせていただきますが、印鑑については過去の職員に遡って調査をしておりますので本日整理はできておりませんが、次の委員会までには印鑑の関係について話が聞けた分の報告ができればと考えております。
吉野委員長 200	把握されていないことは今分らないと思いますので、内部調査チームの話が出ましたので前回一応調査が進んでいると報告がありました。第 1 回目の委員会では資料の提供がありましたが、本日は現状について説明をいただくということでよろしいでしょうか。
内部調査チーム 201	内部調査チームの森下です。内部調査につきましては前回もお話をいたしました。現在平成 22 年度から令和 5 年度まで生活保護業務に従事した職員にヒアリングを実施している最中です。
202	具体的には令和 5 年度に福祉課に生活保護業務に従事していた 11 名、それと平成 22 年度から令和 4 年度まで従事していた 33 名、合計 44 名に対してヒアリングを実施しています。このヒアリングは、5 月 20 日に開始し昨日も行いましたが、現在 40 名のヒアリングが終了しております。

内部調査チーム	
203	また、今後 4 名のヒアリングを実施するとともに平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に退職した部課長職 5 名についてもヒアリングを実施する予定です。
204	聞き取りした内容については今話に出ました、認印が増えきた理由、どのようなときに保管することになったか、分割支給をしていた理由、分割支給により満額支給をしなかった事例、10 年間で保護世帯数が半減した理由などの聞き取りをしています。
205	現在調査継続中のため報告書をまとめるまでに至っておりませんので口頭にて進捗状況の報告とさせていただきます。次回の第 4 回では報告書を提出したいと思いますのでご理解をお願いいたします。
吉野委員長	
206	職員の方からの事情をお聞きになるのは専門の仕事ではありません。通常の業務をおこなないながら進めていただいているので私達第三者委員会としても内部の方の聞き取りの結果は実態に迫るものもあると思います。大切なものと認識をしておりますので出来る範囲で取りまとめを急いでいただくようお願いいたします。
207	今日は 3 事案以外の関係も資料が提出されています。前回問題提起をいくつかこちらからしましたが、それぞれ資料が提出されていると理解しています。
208	資料番号 9-1-2 はフローチャートですので特に説明は不要と思います。資料番号 9-1-3 は辞退届が出た場合に前回私が説明を求めたのはそれで要保護判定をきちんとして保護にならないということで保護廃止に至っているのかどうかをお聞きしました。
209	そのことの実情をお話しいただいているということで良いでしょうか。資料番号 9-3-5 の横書きの資料は、前回質問差し上げた生活保護の相談で申請に至った後、却下や辞退届が出たとかはわかるのですが、そこに至らず生活保護の相談をただで、利用をしようとした方が利用をしなかったこういう結論になったケースはどれくらいあるのかお尋ねしました。

吉野委員長 210	その時にその場でお聞きしたのは、そういう相談がそもそも生活保護の窓口なのかあるいは生活困窮者自立支援の枠組みで受けているのかを伺ったところ桐生市の福祉事務所の場合は、そこが隣り合った係なので連携しておこなっているとの回答であったと思います。
211	そこで資料番号 9-3-5 ですが、これは生活保護の窓口で受けた相談の資料ということに限定されているということで良いですか。
福祉課長 212	はい、そうです。
吉野委員長 213	ここで他法他施策というものがありますが、生活困窮の枠組みがここに入るということでしょうか。
福祉課長 214	はい、そうなります。
吉野委員長 215	それ以外の枠組みですが、件数で分類されているので年度によって項目が前後していますが、この項目の集計は公開用に作っていただいたのか？あるいは統計を元から取っていたのでしょうか。
保護係長 216	今回の会議のために作成したものになります。
吉野委員長 217	そうするとそれぞれ窓口で相談した時の面接記録票に基づいてこの事例はこれ、これという風に割り振ったものなのでしょうか。
保護係長 218	そうなります。
吉野委員長 219	何かこの件で他に聞きたいことはありますか。また中身について改めて考えます。
220	それから資料番号 9-7-1 は前回分割支給というのが全体として当たり前としてされているのか、あるいは例外的な処置なのか話をしたいと思います。それに対して群馬県から通知が出ていたと思いますという話であったと思います。

吉野委員長 221	これは桐生市の問題が表面化した後の通知のことか聞いたと思いますが、それがこの通知でしょうか。
保護係長 222	はい、そうです。
吉野委員長 223	令和5年12月7日付けだったということになりますね。
保護係長 224	はい、そうです。
吉野委員長 225	それから次の資料番号10-1-2については前回までは査察指導員の方と一般職の方の経験年数をお聞きしていたのですが先ほどの金銭管理など問題もあるので福祉事務所全体としての人事を明らかにした方がよろしいのではないかとこういうことに関する回答ということでしょうか。
保護係長 226	はい、そうです。
吉野委員長 227	ここまでについては特に委員の皆様ご質問は大丈夫ですか。
委員一同 228	はい、大丈夫です。
吉野委員長 229	今回の資料でいきますと資料番号14-1から先の枝番のところになりますがこちらについては群馬県の特別監査の結果が通知されました。
230	こちらについては添付されている資料のとおりでして公にも公表されてはおりますけれども今回のこの第三者委員会の中では県から通知がありました監査事項について詳細なものをそのまま転載をしております。
231	こちらについては群馬県としても情報開示があった場合には公表されるべき資料ということで問題がないということで今回皆様の方にも提示をしております。

吉野委員長 232	こちらについてですけれど総括としては今日冒頭のところで保健福祉部長よりお話をいただきました。こちらの県の監査結果を踏まえて誠実に対応されたいというご趣旨だったと思いますのでそちらについては是非よろしくお願ひしたいと思います。
233	こちらについては委員の皆様の方からも色々ご質問すべきところがあるろうかという風に思います。委員の皆様いかがでしょうか。
川原委員 234	県の特別監査の結果ですけれども 14-1-1 の資料でまず 6 ページになります。6 ページの 1 番上になりますけれども提出された扶養届の仕送り金額が不足分と記載されており実際に仕送り可能な金額が確認できない事案が多数あったという記載があります。
235	それで前回境界層域の部分でかなり桐生市は却下が多いというお話をさせていただいていました。それは個人情報の資料になるので本日は配布されておりませんが、私達委員は事前に見させていただいたところかなりの却下の件数の中で仕送りが前提になっていて却下されています。
236	要は年金だけで却下された部分もありますけれども圧倒的に仕送りが担保されて却下されているという事案があります。
237	県のこの監査の指摘だとその書き方で金額が書いてなかったと思いますが、事前に見させていただいた資料では、仕送り額が結構 1 円単位まで記載されているのですけれどもこれはなかなか仕送り金額をご家族が 1 円単位で書くというのはあまり想定できないのですけれども不足分と書かれているその不足分の具体的な金額を市側が書かれたものなのかというところをまず 1 つ伺いたいと思います。
福祉課長 238	不足分を具体化したものが端数の金額ということです。

川原委員	
239	ご家族からは不足分あるいは不足金額というような書き方で扶養届を いただいて却下をされているという部分でこれも実際に本当にその金 額が現実的に送ることができるのか、あるいは送られていたのかとい うのが確認できていないと、これは県の監査の結果でもそのように記 載されていてそれが多数あったということです。新聞報道では 70 件ぐ らいあったのではないかとこの部分があるので今後この点について は、個々のケース記録等もしっかりと検証しなければなりません。
240	必要に応じてご家族からヒアリングをすることも当委員会では必要に なってくるのかなという風に思っているところであります。
吉野委員長	
241	今ご指摘がありました。実態が少し分からないという趣旨のご質問だ ったと思います。通常家族の方が仕送りを困窮されている方にすると いった場合に例えばですけれども月に 1 万円送りますとか月に 3 万円 送りますというのは分かります。
242	しかし 1 万 1,933 円を送りますというのはあり得ないという趣旨の質 問だと思いますが、そうすると 1 万 1,933 円というのが不足すると誰 が分かったのかということこれは桐生市の福祉事務所しかないのでは ないかという質問なのですからけれどもこれはやはりそういう趣旨になるの でしょうか。つまり自発的な送金ではないのではないかとこの質問なの ですがいかがでしょうか。
福祉課長	
243	基本的には援助はしますという形で扶養届けはいただいているところ ではございますけれども具体化する時に不足額がいくらになるかをこ ちらで算定をしていたということですので基本援助はしますというこ とでのお話はいただいているということです。
新木委員	
244	仕送りの端数を見て私も感じたのですけれども通常ですと生活保護の 申請にあたって扶養できるかという照会をするわけです。そうした場 合に今、委員長が話されたように 1 万円とか 2 万円とかというそうい うような数字が出てくるのか、もしくはこういう端数が出てくるのか、 もしくはそれ以外の何らかの数値が示されるのか。

新木委員	
245	却下ですからね。ちゃんとした数値があった上で却下されたのか。これは行政処分ですのでそれについての見解はどのように考えていますか。
保護係長	
246	境界層というのが、介護施設に入所されている方の利用料負担や介護保険料の負担をより低い基準の利用料負担や保険料であれば生活保護を適用しなくてもなんとかやっていけるというそういう制度で、ご相談される方の大体はその施設利用料がなんとかありませんかという相談から始まりましてこういった制度があるということでそれを優先させてこちらの方はそういう対応をしていたという経緯がありました。
247	保護相談というよりは、まず利用料を何とかどうにかできないかということが、そこがまずありきであったということ。それとその後それを慣例化していて毎年 1 回その手続きをしなくてはなりません。そういった扶養届けの部分など慣例化した対応をしていたため、まず利用料を下げれば良いという風に思って対応していたというのが事実です。
248	生活保護の家庭で生活をされている方の中で生活が大変だというご相談というよりは施設利用料を何とかしてくださいということの相談がメインの場合があり、そういう制度を利用している方については慣例的に年 1 回手続きをしていたことがあってそういったことでその仕組みがありました。しかしながら今回のこういったことで重々わかった次第でございます。
川原委員	
249	そこが全く逆だった、本末転倒な部分であったと思います。
250	ですからあたかも特別養護老人ホーム等の利用料を下げていただくためにそこに仕送りが前提としてあった。
251	それが払えるかどうかではなくて、不足額あるいは不足金額という記述になってしまったとそれをもって却下するというのはやはりあってはならない部分であると思います。

川原委員 252	結果として年金と仕送りで充足されればそれでいいわけなのですから、そここの不足部分が仕送りを前提としているような誤解をご家族は受けたのではないのでしょうか。
253	その辺はかなり今後しっかりと是正する必要があるという風に思います。
吉野委員長 254	いかがですか。
福祉課長 255	県からの指摘のとおり今までは、今係長が申し上げたとおり基本的には施設に入っていた方は、ご家族が極力負担を下げたいというところでどこまで下げられるかということを主眼においてこの不足額という数字が出てきたというような形ではございますけれども本来あるべき姿とすれば、いくら仕送りができるかというのがあって決めるべきものというのは改めて徹底したいという風には考えております。
川原委員 256	それに関連して県の特別監査の報告の 6 ページで真ん中の事案 3 でこれは報道等では一番大きく今回報道されておりましたけれども本人が行方不明のため施設の職員が代筆して長男の扶養届に基づいて仕送り収入が認定され却下されていたという話です。
257	この報道では 3 回却下されていたということでした。これは施設の職員が行方不明のご家族の扶養届を代筆されていたという内容ですが、こういう事案はこれまでも他にもあるのでしょうか？これ 1 件だけなののでしょうかというのがまず質問です。
福祉課長 258	はい基本的にはこの一件だけという形となります。
川原委員 259	やはりどう考えてもこれはどのような経緯でこうなったのか？施設の職員が自らこれを代筆するということですが、本人は行方不明になっているわけですから本人の意思はここにはないわけですから。そもそも家族以外の人扶養届の代筆というのがあり得るのかという部分でもあります。どのような経緯でこういう形で施設の職員が行方不明の方のご家族の扶養届を代筆されたのかという経緯をお話いただければと思います。

福祉課長 260	こちらの経緯につきましては当然あってはならないことという風に私も認識しているわけですが、詳細を少し整理させていただいて、また後ほど報告させていただければと考えております。
吉野委員長 261	わかりました。ではそちらの件は整理をしていただきましょう。
小竹委員 262	4 ページ目の黒丸で下から 2 つ目の黒丸ですが、窓口支給の受領日の日付について実際の受領日ではなくてランダムな日付で記入することが慣例になっていた。その内の一件は月末の日付を記入することになっていたということもとても奇異に映る記入の仕方なのですが何か意図があったのでしょうか？もし分かることがあれば個人の見解でもいいのですが、どうしてこうなっているのかということをお教えいただきたいです。
福祉課長 263	月末の日付を記入するというような形は金銭の整理の都合上、先ほど申しあげました緊急払いについては資金前途で 1 ヶ月分月末まで保管をして 1 ヶ月分の緊急払いの分という形で保管整理をするものですが、現金払いの人については、最終その人に払い終わってから整理を 5 日以内にしなければならないということがあります。
264	資金前渡というのは目的が終わった後 5 日以内に整理をしなければならないという形ということになっておりますので若干日付がずれるところがあるのかと思います。
265	説明がうまくできないのですが事務上の流れを作るためであったということと考えておりますけれどもここも説明ができる資料を用意いたします。
小竹委員 266	実はずっと私が気になっている資料番号 11-1-2 の手提げ金庫の預り金とも関連してくるのですが、もしこの日付がずれてしまった場合この締め金額というのは本当に合っているのかなと、そこから疑問になってしまうのでそこも含めて精査していただければと思います。
吉野委員長 267	他に皆様ありますか。

川原委員 268	県の監査では指摘としてはなかったのですが新聞報道等で報道されている中で分割支給に絡んでなのですけれども市の分割支給以外に民間の具体的には 3 団体で分割支給、契約に基づいて分割支給が、金銭管理があったというような報道もあります。 令和 4 年度だけでも 66 件というデータもあるのですがけれどもこの部分、桐生市がどこまで絡んでいたのかという部分で報道等によりますと保護申請した方にとっては桐生市から紹介されたのでそのまま契約しなければならないのかと思った。あるいは福祉事務所の中でその民間団体と会ってお話を聞くことになったというような報道もあります。
269	この民間団体 3 団体と桐生市の役割分担というところですが桐生市で分割支給する事案とそれ以外にあるいは民間等で分割の金銭管理をした方がいいのではないかなというような実態のもとにそういった紹介をされていたのだと思うのですがけれどもその辺の具体的な民間団体と桐生市の関係という部分でご説明いただければと思います。
保護係長 270	そういったお金のやりくりの大変な方とかどうしても入院中にご家族も誰もいないとかそういった方に関しては、そういった民間団体を紹介したというのは事実でございます。
271	それに関して契約上、桐生市としてはあくまでも民々契約なので今までの説明と一緒にのですがあくまでも民々契約ですから解約も自由ですし説明を聞かれた段階で利用しないということも自由です。ただ新聞報道等でも誤解を与えてしまったことに関しましては重々反省をしております。今後そうことは一切ないようにしてまいりたいと思います。
川原委員 272	県の特別監査の公表の中でも先ほど言うと 7 ページの生活保護開始時から第三者による金銭管理がおこなわれているが本人の希望に基づく利用であるか確認できない事案があったという指摘があります。

川原委員 273	この第三者というのは民間団体ということでよろしいですね。県からもそのような指摘が最終的にはあったという部分があるのでこれに対しては 8 月末までに県に報告をするということになっているのでその中でまた第三者委員会にも説明があらうかと思います。
274	民間団体については生活保護に限らず医療機関の入院あるいは施設への入所等の身元引受等々でこれ桐生市だけではなくて全県的にあるいは全国的にそういった民間、国では高齢者等終身サポート事業として最近事業名として命名して今後認知症高齢者も増える中でこういったサポートの事業というのは増えていくだろうという中で各省庁横断的にガイドラインを作って将来的には認定制度までつなげていきたいというような検討も始めているところで今後より必要性が高まってくるという部分があるかと思うのですが、今問題になっているところがその紹介なのか本人が納得して全て承知の上で契約をされているのかという部分の問題が報道されておりますので是非今後こういった事業が展開されていくということが増える想定であれば当委員会としても今回指摘されているのが 3 社、社会福祉協議会含めて 3 社という部分がありますのでこの委員会の第三者委員会の中で事情聴取というのか、お話を聞くという機会もあってもいいのかと思います。
吉野委員長 275	今ご指摘が川原委員からあった関係もありますけれども市の見解としては、民間との契約ということで詳細はわからないということですが民間に紹介をした方ですけれども現業員の方は定期訪問をされていなかったのでしょうか。
276	どの事案を考えてもいいのですけれども一般的に考えると現業員の方は定期訪問をされているのではないのでしょうかということです。
保護係長 277	はい、そうです。
吉野委員長 278	そうすると定期訪問されるにあたってその方の生活状況であるとかお困り事とか、こういったものをケースワークの中では把握していくと思うのですがいかがですか。
保護係長 279	はい、そうです。

吉野委員長 280	その中でその金銭の不自由があるとか、この人から少ししかお金を渡してもらえなくて困っているとか、そういった要するに何かおかしいなという端緒になることはなかったのでしょうか。
保護係長 281	そういうことがありましてそのような団体に紹介をしたりとか、本人からの訴え以外にもそういう例えば介護サービスを利用されている方で例えば認知が始まっている方などの場合には、先ほどお話しした民間3団体まずは社協に相談をさせていただいたりとか色々利用できる団体、つまり民間に紹介をさせていただいていたということはございます。
吉野委員長 282	そのような団体を紹介する端緒は、そういうことだと思うのですがけれども私が質問しようと思ったのはそういったことで利用が開始された後に私達は実態がわからないので報道ベースでしか分からないのですけれども報道を見る限りでは要するにその民間団体から自由にお金を渡されなくて自分の生活が余計困窮したという趣旨の報道ですからそういうことが定期訪問で分かるのではないかとこういう質問なのですからけれどもいかがですか。
福祉課長 283	当然金額を増やして欲しいとかというような相談があった際にはこちらからその金銭管理団体にお話を代理として伝えるということもございました。
吉野委員長 284	そうするとご本人のお困り事自体把握して、その金銭管理を紹介した業者さんとの間を取り持ったということもあったということですね。
福祉課長 285	はい、全て本人任せということではなくご本人からのお話があればそういうことにも対応していたという状況です。
吉野委員長 286	多分その金銭管理をお任せするということになった場合なのですからけれども先ほどの説明ですと本人の判断能力が確保されている事案はいいとして本人の判断能力が低下している事案とか、あるいは本来は成年後見をすべき事案とかそういったものが紛れ込んでいるという可能性はそういう定期訪問の中で把握はされていなかったのでしょうか。

保護係長 287	はい、今委員長がおっしゃった通りでそのような部分も恐らくあったと思います。ただそこがきちんと成年後見が必要な方までつなげられたかというとできなかった部分はあると思います。
新木委員 288	先ほどの説明では民々契約だからという話がありました。これ民々契約と言ってもそうすると生活保護を受けている方の情報はどこからどういう風に出て民間が把握しているのですか。その辺ケースワーカーは把握していますか。
保護係長 289	例えば先ほど課長が説明したお金の金額が少ないとかそういったことでどうしてもその 3 団体に連絡を要する場合はありました。他市町に住んでいる方も民間団体を利用されていますからたまに民間団体から連絡が取れないとか、そういったことが発生しましてその時は、当然担当ケースワーカーに連絡が取れないか連絡してみしてほしいとかということで当然そういうお手伝いはさせていただいていました。
290	それで何かそのお困り事に関して先ほど委員の方がおっしゃっていたことですが、当然ケースワーカーとして定期訪問なり例えば市役所内での面談とか面接とかそういったことで接することはしているのですが、それ以外で介護サービスを利用されている方ですとそちらからの情報提供とかをいただくこともあり病院に入院されていて判断能力がなくなった方とかに関して家族がいらない場合は支援の仕方とかそのような関係者からの情報提供などで把握には努めているのですがそこは多くの点で不備があったとは思いますが今後そこはしっかり連携して対応したいとは思っています。
吉野委員長 291	今お答えいただいた中身ですけれども民間業者に金銭管理を委託したからといって生活保護の決定は続いているわけですのでそうすると生活保護の利用者さんに関してのケースワークを実践するのは福祉事務所であることに変わりがない、これはよろしいですね。
保護係長 292	はい、そうです。

吉野委員長	
293	本日は時間の関係で非公開の審議は出来ない状況です。公開のこの場で委員の皆様から他の論点も含めてですけれども何か取り上げておいた方がよろしいことがございますか。
294	あの個別の事案の関係でも特定できる情報にあたらなければここでお話いただいても構わないかなという風にも思うのですがどうでしょう。
295	今日は開始前に少し委員の間でも意見交換をさせていただく機会がありました。その中でもやはり生の資料を見ると色々と疑義が生じるというか質問をしたくなるという事項がございます。
296	こういった点については、個別の事案に入り込むことになりますので公開での質疑がなかなか難しいということで非公会の場で取扱いさせていただくということをご報告をしておきたいと思います。
297	それから今日、報道関係者やあるいは傍聴の皆様のお手元に配布されていない資料がございまして、そちらについては完全に個人名が入っておりますので、これを配布すること自体不可能なのですが実態ということをきちんと解明するという意味で福祉事務所のこの資料ですけれども例えば 9-3-6 境界層の関係です。前回川原委員からご指摘があって境界層で却下になっている理由について年度ごとに調整をいただいたものです。
298	これは番号欄とか氏名のところは不要な情報なのでこれを割愛していただいて公表できる資料に改変をお願いできないかというのが1つ。それから 9-3-7 ですけれども施設入所で廃止になっているケースもあるということがあったのでこちらについてどんな事情なのかということに要するに市内市外に移動することに伴って廃止になっているのではないかというようなそういう趣旨の質問であったと思いますけれどもこちらについても番号とか個人名は割愛していただいて構わないと思いますので公表できる資料に改変できないかというご相談です。

吉野委員長 299	それから 9-7-3 でこれも非公会の資料ですが、これは分割支給がされていた方に関する資料でその預かり金の残高の推移に関する資料です。個人名は不要なので分割開始理由に関しても書かれている内容自体は個人の特定ができるような情報ではないと思いますし、それから分割の終了理由についても個人が特定できる情報ではないと思いますので、名前の部分、あと保護開始年月日はいらないかもしれませんが、保護開始年月日とか保護廃止年月日は場合によるとわかる方がいるかもしれませんので、それは割愛していただく必要があるかもしれませんので名前と今の部分を除いて開示できる資料に改変していただけないかということを今ここで投げかけるのですがいかがでしょうか。
保健福祉部長 300	はい、保健福祉部長の宮地です。今の委員長からのご要望につきまして個人情報が特定されないように精査させていただきまして可能な範囲で公開用にできればと思いますので前向きに検討させていただきます。よろしくお願いいたします。
吉野委員長 301	はい、ありがとうございます。そちらはご検討いただければと思います。また先ほど川原委員からお話がありました民間団体の関係で事情を委員会としても聞くべきではないかというような意見がありました。他にも前回もありましたし前々回にもあったのですけれどもそもそもまず 3 事案の利用者さんに関してアクセスする必要があるだろうというところが 1 つ課題で残っております。
302	それから先ほど今日は公開資料になっていないのですけれども却下事案、その境界層却下事案とかあるいは施設入所の廃止事案とかを考えますと、高齢者施設の関係の方から事情を伺う必要があるのではないかという意見もあります。
303	それから職員の皆さんに対して素朴に聞かなければいけないのではないかというような考えもありますのでこういった調査を第三者委員会としても進めてまいりたいと思っております。

吉野委員長	
304	まずはそのベースになります市役所側福祉事務所としての説明資料についてはやはりきちんとご提出いただきたいということがありますので今ご要望差し上げましたが、お作りいただいた資料についての改変も含めお願いするのが1つです。
305	それからこれまでのところで私達から要望を出しておりましてこれまでご回答、資料の提示がないものというものがあります。これは3事案ではなくて全体に関わるものですけれども保護率が県の平均を元々は上回っていたのだけれども急減してしまっている事情に関して分析できないかというのが一回目の時にありました。こちらについてはまだ福祉課から資料が提出されてないと理解をしていますのでこちらについての資料作成はお願いしたいと思っております。
306	その他の点に関しては先ほど内部調査チームからご報告いただきましたけれども内部調査が進められていて、次回までには取りまとめていただけると先ほどお聞きしましたので次回にはその市役所としての資料を出し揃えていただけるというような大まかな理解でおります。
307	それを踏まえて次回の委員会ではそのような資料の質疑をしますけれども次回以降のところでは具体的に私達第三者委員会の方から少し事情を調査するというようなことに踏み出すというようなことを考えておりますのでそちらの方を一応今日お話ししたいと思います。
308	このような形で公開の場でのやり取りは終えたいと思いますが、委員の皆様何かございますか。
小竹委員	
309	データのリクエストをしたいのですが資料番号11-1-2です。私はすごくこだわっていて手提げ金庫の件なのですがこちらの令和3年度、4年度、5年度で金額をまとめていただいたのですが、まとめる前の資料を見させていただくことは可能かということをお願いしたいと思っています。
310	個人情報にはアクセスできるようになったので多分お名前とかが書いてある資料だと思うので事前に見させていただくことをお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

吉野委員長	
311	ではご検討をお願いします。他に委員の皆様はよろしいですか。そうしましたら今日の委員会としての議事はこれで終えたいと思います。それでは事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。
事務局	
312	事務局より連絡事項です。次回、第４回第三者委員会は令和６年８月２１日（水）午前１０時より美喜仁桐生文化会館第１会議研修室で開催予定です。一般傍聴席のご用意は２０席になります。
313	傍聴に関するご案内を含め開催概要が正式に決まりましたら改めて桐生市のホームページに掲載をいたします。また日程等の変更がある場合は、令和６年８月１４日（水）までに桐生市のホームページでお知らせをいたします。
314	続きまして今後の第三者委員会の開催予定についてご案内いたします。只今事務局係員がお配りしております資料に第８回までの開催日程等が記載されております。
315	現時点で予定をしているスケジュールでございます。第５回以降は、スカイホールでの開催を予定しておりますので一般傍聴席は４０席になる予定です。
316	また今後のスケジュールについては桐生市のホームページでもご確認いただけます。ただし急な変更等ある場合もございますので必ずホームページの更新状況をご確認いただくか、もしくは事務局へお問い合わせをいただいた上でお越しいただきますようお願いいたします。
317	第９回以降の開催日程等につきましては、第８回の会議にてお知らせをする予定です。また議事の進捗状況によっては第８回まで開催をしない場合もございますのでよろしくお願いいたします。
318	続いてのご連絡です。委員の皆様は本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。勤務先等へ個別の連絡等はお控えくださいますようお願いいたします。

事務局	
319	お問い合わせ事項などございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。なお、事務局は人材育成課内に設置しておりますのでよろしくお願いいたします。
320	本日の委員会の議事録は、桐生市のホームページ上でご確認いただけます。準備にお時間をいただきますのでご了承をお願いいたします。
321	報道関係者の方にご連絡です。桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴要領第 12 条に基づき、委員長より報道関係者の方の質疑応答に関して第 3 回委員会内においての許可を得ております。
322	只今より 15 分間になりますが、委員の皆様に質疑のある方は挙手の上、指名をされた方より報道機関名をお伝えいただきお話をお願いいたします。
323	なお、今回は検証委員会の場合でありますので、委員の方への質問に限らせていただきます。質問の内容に関しても本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。
324	また、質疑応答に関する部分は、議事録には掲載をいたしませんので、よろしくお願いいたします。
325	傍聴の皆様の中でご退席を希望される方は、傍聴札を、お手数ですが出入口におります事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。
326	では、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。
327	他にございませんでしょうか？よろしいでしょうか。はい、それではただいまのお時間で質疑応答は終了いたします。
328	冒頭にもお伝えいたしましたが第 2 部は非公開を予定しておりましたが、第 2 部につきましては時間の関係もございましたので第 2 部の扱いについてはこの後委員の皆様と協議をさせていただきたいと存じます。

事務局	
329	傍聴の皆様のご退出をお願いいたします。委員の皆様は事務局係員の説明がございますのでお座りになったままお待ちください。これで第3回第三者委員会を終了いたします。
330	事務局へのお問い合わせは7月8日以降の平日8時半から5時15分までになります。傍聴の皆様お忘れ物のないようどうぞお気をつけてお帰りください。 (終)